

建築基準法（以下「法」といいます。）第76条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定について、同項の規定により当該建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

平成17年4月5日

京都市長 梶本 頼兼

1 廃止に係る建築協定

(1) 建築協定の名称

京都市伏見区桃山与五郎町地区建築協定

(2) 建築協定の区域

京都市伏見区桃山与五郎町1番地8ほか296筆

(3) 廃止される建築協定の認可年月日及び認可番号

平成5年6月14日第48号

(4) 廃止の認可年月日

平成17年3月31日

(都市計画局建築指導部指導課)